

インタフェース仕様書 居宅介護支援事業者 IF 編 新旧対照表

(内容現在 平成29年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 28年 12月	同	平成 29年 4月
2	2-4	「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ」 ⑬矢印は点線 ⑰矢印は点線	同	「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な流れ」 ⑬矢印は実線 ⑰矢印は実線
3	2-4	※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を經由した支払は例外。 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介防予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。	同	※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は、要支援者は平成27年4月サービス分より、また事業対象者は平成29年4月サービス分より国保連合会を經由した支払が可能である。 なお、国保連合会は介防予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。
4	11-3	1. 地域包括支援センターは、要支援者に対して介護予防ケアマネジメントを行った場合、国保連合会に介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報を提出する。	同	1. 地域包括支援センターは、要支援者・事業対象者に対して介護予防ケアマネジメントを行った場合、国保連合会に介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報、介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報を提出する。
5	22-1	項番16 <備考> ※1 ※4	同	項番16 <備考> ※1